

宮古中継ポンプ場太陽光発電事業

事業主体

田老発電合同会社

代表社員：一般社団法人再生可能エネルギー研究所

事業期間

令和9年4月1日(予定)～[20年間]

最大出力

143.84kW

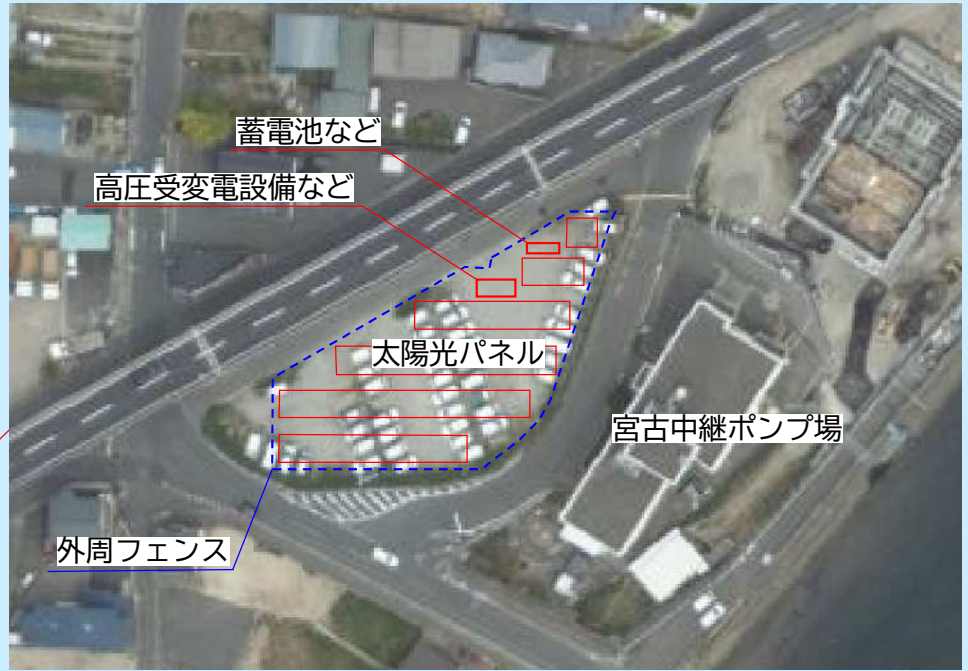


太陽光発電



事業場所

岩手県宮古市向町36番2号(1,355㎡)



地域主導型再エネ事業コンセプト

■条例18条第1項第2号

化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を促す再生可能エネルギー事業であって地産地消に資するもの

当事業で設置する太陽光発電設備は発電電力の全量を宮古中継ポンプ場に直接供給するものであり、化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を促す再生可能エネルギー事業であって地産地消に資するものと考えられます。

■条例18条第1項第3号

市外に流出しているエネルギーの購入代金及び雇用の機会を市内に留める再生可能エネルギー事業であって市内で資金の循環が創出されるもの

当事業から得られた収益の一部は、市の出資持分に対する配当により市内での資金の循環が創出されることとなります。

■条例18条第1項第4号

事業者により再生可能エネルギー設備の材料、設置工事等の発注を行う再生可能エネルギー事業であって地域経済の発展に資するもの

発電所建設工事の協力会社については、宮古市内の企業が参加するため、本件工事によって地域経済の発展に資するものと考えられます。